

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供（令和3年度）

派遣元事業主：公益社団法人奈良県シルバー人材センター協議会

実施事業所	1.派遣労働者の数 (人)(R4.6.1現在)	2.派遣先の数 (件)	3.派遣料金の平均額 (円)	4.派遣労働者の賃金 の平均額(円)	5.マージン率	6.教育 訓練
奈良市	226	51	10,118	8,114	19.8%	○
大和高田市	38	10	9,767	7,693	21.2%	
大和郡山市	116	30	9,551	7,632	20.1%	
天理市	19	8	9,657	8,004	17.1%	
生駒市	19	4	9,724	8,064	17.1%	
斑鳩町	18	9	9,277	7,458	19.6%	
広陵町	26	8	9,107	7,123	21.8%	*
宇陀市	22	8	9,924	7,823	21.2%	
磯城郡	90	35	9,239	7,273	21.3%	
橿原市	49	17	9,391	7,395	21.3%	
五條市	19	7	9,210	7,118	22.7%	
上牧町	112	13	9,635	7,697	20.1%	○
王寺町	19	5	10,630	8,291	22.0%	*
香芝市	57	15	9,662	7,634	21.0%	*
桜井市	28	8	9,648	7,593	21.3%	*
河合町	11	3	9,360	7,460	20.3%	
御所市	5	3	9,412	7,131	24.2%	
葛城市	22	6	9,532	7,265	23.8%	*
三郷町	13	4	9,857	7,764	21.2%	
大淀町	14	8	9,552	7,658	19.8%	
平群町	5	5	9,775	7,592	22.3%	
吉野町	21	2	9,756	7,842	19.6%	
協議会	0	0	0	0	0.0%	-

※1 「派遣料金の平均額」、「派遣労働者の賃金の平均額」は、1日8時間当たりの額

※2 マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額 (小数第2位四捨五入)

6.教育訓練に関する事項

入職時研修(派遣のしくみ、安全就業等/全事業所)、基礎研修(*印)、安全衛生教育(○印)

7.キャリア・コンサルティングの相談窓口

各実施事業所に設置しています

8.福利厚生に関する事項

労災保険：適用あり

雇用保険、健康保険、厚生年金：原則適用なし(ただし、加入要件を満たす場合は適用あり)

有給休暇：法定どおり

9.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定締結の有無

労使協定は締結していない